

長崎県立大学入試委員会規程

〔平成 23 年 4 月 1 日
規 程 第 11 号〕

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 6 号
改正 平成 28 年 3 月 1 日規程第 10 号
改正 平成 30 年 2 月 6 日規程第 7 号
改正 令和 4 年 10 月 5 日規程第 16 号
改正 令和 7 年 4 月 9 日規程第 23 号

（設置）

第 1 条 長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 14 条の規定に基づき、長崎県立大学に入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成 27 年規程第 6 号〕

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入学者選抜試験の制度、組織及び方法に関する事項
- (2) 学生募集に関する重要な事項
- (3) 入学資格審査に関する事項
- (4) 入学者選抜試験についての調査及び研究に関する事項
- (5) その他入学者選抜試験に関する重要な事項

一部改正〔平成 27 年規程第 6 号〕

（意見）

第 3 条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べることができる。

追加〔平成 27 年規程第 4 号〕

（組織）

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 学部長
- (3) 第 8 条第 4 項第 2 号又は第 3 号に規定する委員の中から選出された者 各 1 人
- (4) 学生支援部長
- (5) 大学事務局学生支援部学生支援課長
- (6) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長

一部改正〔平成 27 年規程第 6 号、平成 30 年規程第 7 号〕

（任期）

第 5 条 前条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加 [平成 27 年規程第 4 号]

一部改正 [平成 30 年規程第 7 号]

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学部委員会)

第 8 条 各学部、当該学部における入試に関して次に掲げる事項を審議し、又は実施するために学部委員会を置く。

(1) 学生募集に関する事項

(2) 入学者選抜試験の実施に関する事項

(3) その他入学者選抜試験に関する事項

2 学部委員会は、前項に規定する事項について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

3 学部委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べることができる。

4 学部委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学部長

(2) 学科長

(3) 当該学部における各学科から選出された者 各 2 人

(4) 学生支援部学生支援課長

5 前項第 3 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 学部委員会に学部委員長を置き、学部長をもって充てる。

7 学部委員長は学部委員会の会務を総理する。

8 その他学部委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成 27 年規程第 6 号、平成 30 年規程第 7 号]

(部会)

第 9 条 委員会及び学部委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(全学問題作成部会)

第 10 条 前条の規定に基づき、委員会に全学問題作成部会を置く。

2 全学問題作成部会の業務は、長崎県立大学入学者選抜試験実施規程（平成 28 年規程第 43 号。以下実施規程という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する区分の個別学力検査に係る問題等作成、校正・点検、及び答案の採点とする。

3 全学問題作成部会には、全学問題作成部会長（以下、「部会長」という。）を置き、担当副学長をもって充てる。

4 全学問題作成部会の構成員は、部会長、試験科目担当者（問題等作成者、校正・点検者、採点者）とする。

5 部会長は、本学教員の中から試験科目担当者を指名する。ただし、部会長が必要と認める場合

は、本学外の者から試験科目担当者を指名することができる。

- 6 部会長は、試験科目担当者（問題等作成者）の中から科目毎に試験科目責任者を指名する。
- 7 部会長は、試験科目責任者の中から総括責任者を指名する。ただし、部会長が必要と認める場合は、試験科目責任者以外の試験科目担当者（問題等作成者）の中から総括責任者を指名することができる。
- 8 全学問題作成部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正 [令和 4 年規程第 16 号、令和 7 年規程第 23 号]

（学部問題作成部会）

第 11 条 第 9 条の規定に基づき、学部委員会に学部問題作成部会を置く。

- 2 学部問題作成部会の業務は、実施規程第 2 条第 1 項各号に規定する区分の個別学力検査等（ただし、前条第 2 項に該当するものを除く。）に係る問題等作成、校正・点検、及び答案の採点とする。
- 3 学部問題作成部会には、学部問題作成部会長（以下、「学部部会長」という。）を置き、学部長をもって充てる。
- 4 学部問題作成部会の構成員は、学部部会長、学部試験科目担当者（学部問題等作成者、学部校正・点検者、学部採点者等）とする。
- 5 学部部会長は、入試区分毎に学部試験科目担当者を指名し、学部試験科目担当者の中から学部試験科目責任者を指名する。
- 6 学部部会長は、指名した学部試験科目担当者及び学部試験科目責任者を委員長に報告する。
- 7 学部問題作成部会に関し必要な事項は、学部委員会が別に定める。

一部改正 [令和 4 年規程第 16 号]

（委員以外の者の出席）

- 第 12 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 学部委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の学部委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

一部改正 [平成 27 年規程第 6 号]

（報告）

- 第 13 条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。
- 2 学部委員長は、必要に応じ、学部委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

一部改正 [平成 27 年規程第 6 号]

（事務）

- 第 14 条 委員会の事務は、大学事務局学生支援部学生支援課において行う。
- 2 学部委員会の事務は、学生支援部学生支援課において行う。

一部改正 [平成 27 年規程第 6 号、平成 30 年規程第 7 号]

（補則）

- 第 15 条 この規程に定めるもののほか、委員会及び学部委員会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

一部改正〔平成 27 年規程第 4 号〕

附 則

改正 平成 28 年 3 月 1 日規程第 10 号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（旧大学委員会規程等の廃止）

- 2 定款附則第 2 項に定める長崎県立大学の入試委員会規程、入試資格審査委員会規程及び入学者選抜試験問題作成委員会規程並びに県立長崎シーボルト大学の入学試験委員会規程、入学試験実施委員会規程及び入学試験問題作成会議規程は廃止する。

（経過措置）

- 3 前項に規定する大学（以下「旧大学」という。）が存続する間は、前項により廃止された旧大学の各委員会等規程において定められた当該委員会等の所掌事項は、第 6 条に定める学部委員会が行うものとする。
- 4 学則の一部を改正する規則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 7 号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 8 条の規定は適用しない。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（任期）

- 2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 5 条第 1 項及び第 8 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規程第 10 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 6 日規程第 7 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 5 日規程第 16 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 5 日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 9 日規程第 23 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。